



日・加刑事共助条約

(正式名称：刑事に関する共助に関する日本国とカナダとの間の条約)



背景・経緯

- ▶ 国境を越えた犯罪の増加
- ▶ 捜査、訴追その他の刑事手続に関する国際的な協力の必要性の高まり



これまで、米国、韓国、中国、香港、EU、露、ベトナムとの間で刑事共助条約（協定）を締結

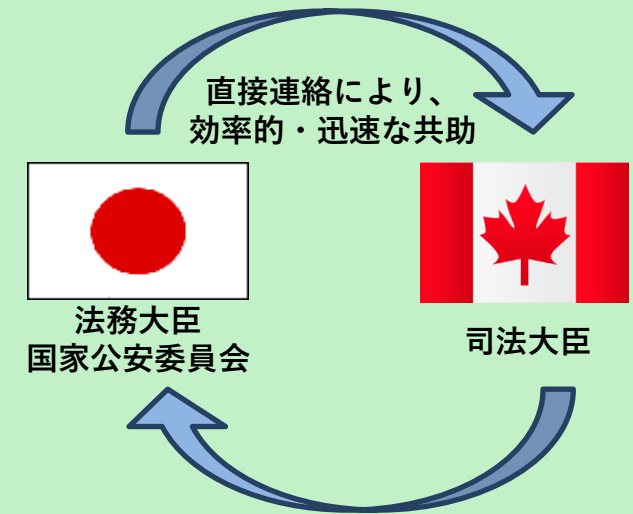
- ▶ 2023年6月 第1回交渉会合
- ▶ 2023年11月 第2回交渉会合
- ▶ 2024年6月 第3回交渉会合、実質合意
- ▶ 2025年12月 署名



- 在留邦人数
→ 77,294人(2024年10月)
- 在留カナダ人数
→ 12,226人(2024年12月)

主な内容

- ▶ 条約の実施に当たり、中央当局間で相互に直接連絡。
中央当局として、日本は法務大臣及び国家公安委員会等、カナダは司法大臣等を指定。
- ▶ 各締約国は、請求に基づき、以下の共助を実施。
 - 証言、供述又は物件の取得
 - ビデオ会議を通じた証言又は供述の取得を可能とすること
 - 人、物件又は場所の見分、これらの特定
 - 立法機関、行政機関若しくは司法機関又は地方公共団体の保有する物件の提供
 - 出頭が求められている者への招請の伝達、刑事手続に関する文書の送達
 - 証言又は刑事手続における協力のための受刑者の身柄の移送
 - 犯罪の収益又は道具の没収・保全等の手続



締結の意義

- ▶ 中央当局間の直接の連絡を通じた**効率的かつ迅速な共助の実施**が可能となる。
- ▶ 共助を条約上の義務とすることで、**共助の法的基盤を提供**する。
- ▶ **インド太平洋地域の重要なパートナーであるカナダとの間で、刑事司法分野における協力の更なる進展**が期待される。